

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、次のとおり禁止し、又は制限する。

平成19年5月29日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

1 中津川

(1) 下の橋上流端から中津川と米内川の合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	え餌釣り	平成19年7月1日から同年12月31日まで
	がら掛け	平成19年7月1日から同年9月9日まで及び 平成19年10月11日から同年12月31日まで
	じ擬餌釣り又は友釣り	平成19年7月1日から同月7日まで
その他の魚種（さくらますを除く。）	流し毛ばり釣り	平成19年6月1日から同年7月7日まで

(2) 中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	え餌釣り	平成19年7月1日から同年12月31日まで
	じ擬餌釣り又は友釣り	平成19年7月1日から同月7日まで
その他の魚種（さくらますを除く。）	流し毛ばり釣り	平成19年6月1日から同年7月7日まで

2 甲子川

(1) 矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの甲子川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	え餌釣り又はがら掛け	平成19年7月1日から同年12月31日まで
	じ擬餌釣り又は友釣り	平成19年7月1日から同月7日まで及び 平成19年9月15日から同年12月31日まで
さくらます	え餌釣り又はじ擬餌釣り	平成19年6月1日から同月30日まで
その他の魚種	え餌釣り又はじ擬餌釣り	平成19年6月1日から同年7月7日まで

(2) 五の橋下流端から枯松沢との合流点までの甲子川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	え餌釣り又はがら掛け	平成19年7月1日から同年12月31日まで
	じ擬餌釣り又は友釣り	平成19年7月1日から同月7日まで
さくらます	え餌釣り又はじ擬餌釣り	平成19年6月1日から同月30日まで
その他の魚種	え餌釣り又はじ擬餌釣り	平成19年6月1日から同年7月7日まで